

野田市農業委員会総会会議録（第10回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和2年9月8日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番 石山幹雄	2番 石山高弘
3番 藤井愛子	4番 川辺茂
5番 筑井正	6番 古谷文夫
7番 齊藤和夫	8番 石塚正夫
10番 針ヶ谷久翁	12番 宇佐見稔久

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農用地利用配分計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第6号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第7号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和2年第10回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、9番、染谷美佐夫委員、病気のため、11番、青木進委員、所用のため、12番、吉岡清美委員、病気のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立してい

ることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

5番 筑井 正 委員

7番 齊藤 和夫 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第6号までとなっております。

また、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑4筆で1543平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人、譲受人共通で、共有物分割により従来から当該土地を営農している譲受人の単独名義とするためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年8月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

筑井委員 今月は2班が担当で、9月3日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番、議案第2号申請番号1番から8番、議案第3号申請番号1番から9番については宇佐見委員、議案第1号申請番号2番から6番、議案第3号申請番号10番から18番については石山委員が、ご報告します。

議案第2号申請番号9番から11番は事業者の変更のみで事業計画に変更がないため、現地調査は不要としました。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について宇佐見委員から報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、堤根新田字窪の畑4筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番、3番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番、3番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1342平方メートル、畑3筆で3207平方メートル、合計4筆で4549平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡張するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第1号申請番号2番、3番について報告します。

申請地は、船形字猪穴、字松山、字昭和上の畑3筆、船形字昭和上の田1筆で耕作中及び肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番、5番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番、5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で581平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡張するためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年8月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第1号申請番号4番、5番について報告します。

申請地は、船形字猪穴の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で83平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は耕作を行わないため、譲受人は営農規模拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項第1号から第7号が定める不許可の基準には該当していません。

令和2年8月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第1号申請番号6番について報告します。

申請地は、桐ヶ作字西浦の畑2筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題と

します。

なお、本案の申請番号9番から11番は議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号11番から13番と不可分の案件のため、一括して審議します。

申請番号1番から7番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番から7番についてご説明いたします。

3ページ、4ページをご覧ください。

本案は、令和元年7月30日付けで太陽光発電施設用地として農地法第5条の許可を受けています。

計画変更の理由は、地盤がとても軟弱であり、隣地より低いため、水はけが悪く、雨水が溜まる状況のため、盛土をすることになり、計画変更申請に至ったものです。

事業者、転用目的、事業区域に変更はありません。

なお、4ページの申請番号8番、7ページの議案第3号申請番号3番から6番は本案と隣接地のため、盛土工事は一体で行う計画です。

令和2年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号1番から7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、盛土をし、太陽光パネルを設置する計画で、盛土する以外に変更はありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力が認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は新たに必要ではありません。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災

計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 本案については、説明のため申請代理人等にお越しいただいております。

なお、本案の申請番号 8 番、議案第 3 号申請番号 3 番から 6 番は一体で盛土工事を行うため、あわせて説明をしていただきます。

それでは、入出させます。

—申請人入室—

議長 申請人に事業概要の説明をお願いします。

申請人 いつもお世話になってます。

〇〇の〇〇と申します。

今回、372 のところで、以前、許可をいただいて、工事を進めようとしたところ、土地の方がすごい湿地帯で、これだとパネルが飛んでしまうということで工事の方法をちょっと見直しをかけた。

その中で隣の土地が雑種地になってるんですけども、埋め立てしてあったもので、それと同様にしないと今回の工事が進められないという判断をいたしまして、盛土をするという計画に変更させてもらいました。

同じように私どもで計画している土地、5 区画あるんですけども、そこ一体が全部湿地帯で基礎工事がままならないということになりますので、一体で盛土の計画を追加したという形に申請させてもらってます。

以上になります。

議長 何かご質問ありますか。

地元委員の渡野邊推進委員か齊藤委員のどちらか、地元としての意見ありますか。

齊藤委員 最初に計画をした時に周りの土地を見れば、これはひどいなとわかったのではないかという気がしますが、その点、最初の計画の時に、これは、確かにひどいなというふうに、現地を見て感じませんでしたか。

申請人 その点については、私の方で検討した結果、全くちょっとその点に気づきませんでして、今回始めようとしたところ、雨が多い時期に検討をもう 1 回してみたんですけども、かなり水が入ってきていて、ちょっと重機も埋もれてしまうというようなことが判明したという次第です。

齊藤委員 今の現地に足を踏み入れてない。

申請人 見てはいるんですけども、最初、私の方で見た時は雨がな、ぐずぐずじゃないような状態だったもので、そんなに難しくないかなと考えていました。

齊藤委員 近くのゴルフ場の東側に太陽光発電施設があり、そちらは参考になされなかったのですか。

申請人 あその隣にやらしてもらっているところについては、私ども土地を取得する前から、盛土してありまして、その点、気が付きませんでした。

齊藤委員 ようするにうっかりしてたと。

申請人 そういうことです。

齊藤委員 きちんと中まで見なかったから、わからなかったと。

申請人 まあ、そういうことです。

議長 他にご質問ありますか。

—質疑なしの声あり—

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

申請番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号8番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

本案は、令和元年6月24日付けで太陽光発電施設用地として農地法第5条の許可を受けています。

計画変更の理由は、地盤がとても軟弱であり、隣地より低いため、水はけが悪く、雨水が溜まる状況のため、盛土をすることになり、計画変更申請に至ったものです。

事業者、転用目的、事業区域に変更はありません。

令和2年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第2号申請番号8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、盛土をし、太陽光パネルを設置する計画で、盛土する以外に変更はありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力が認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は新たに必要ではありません。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番から11番は関連があり、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号11番から13番と不可分の案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号9番から11番及び議案第3号申請番号11番から13番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください

本案は、令和2年6月26日付けで営農型太陽光発電施設用地として農地法第5条の一時転用許可を受けています。

なお、許可期間は令和5年6月25日までの3年間です。

計画変更の理由は、融資を受ける金融機関より一部融資先の変更を打診され、事業者の変更を行うため、計画変更申請に至ったものです。

変更は事業者のみで、転用目的、事業区域に変更はありません。

令和2年8月21日に受付をしております。

次に10ページをご覧ください。

事業者の計画変更に伴い、農地法第5条の規定による許可申請書が提出されています。

権利の内容は地上権設定となっております。

令和2年8月21日に受付をしております。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力及び信用についてですが、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力が認められます。

信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないこととなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は新たに必要ではありません。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号及び議案第3号の申請番号11番から13番について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」の申請番号1番から10番、14番から18番を議題とします。

申請番号1番、2番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番、2番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、畑10筆で1421平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年8月21日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第3号申請番号1番、2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていましたが一部耕作中の農地でした。

計画内容は、埋立て等を行わず、整地のみで、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、外周をフェンスで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番、2番の説明をする前に、申請番号1番から9ページの申請番号10番、10ページの申請番号14番から11ページの申請番号18番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番、2番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番、4番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号3番、4番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、田2筆で835平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和2年8月24日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第3号申請番号3番、4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、盛土を行い、砕石敷きにて太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資会社発行の融資に関する回答書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で218平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第3号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、盛土を行い、砕石敷きにて太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号6番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で601平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第3号申請番号6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、盛土を行い、砕石敷きにて太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資会社発行の融資に関する回答書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号7番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で323平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による資材置場用地です。

令和2年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第3号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、整地し、砂利敷きにて資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、ブロック及び土留め板を設置し、土砂の流出を防止する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区は区域外です。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 8 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 1710 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

令和 2 年 8 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第 3 号申請番号 8 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っていました。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高に砕石敷きにて整地し、車両置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を安全鋼板で囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号9番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で842平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
令和2年8月21日に受付をしております。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

宇佐見委員 議案第3号申請番号9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。
当該地の現況は、保全管理された農地でした。
計画内容は、埋立ては行わず、整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。
給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。
周辺農地への被害防除対策は、敷地外周をフェンスで囲む計画となっております。
事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。
以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。
また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。
以上です。

議長 申請番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号10番についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。
申請地は、田2筆で62平方メートル、畑5筆で1052平方メートル、合計7筆で1114平方メー

トルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第3号申請番号10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えていました。

計画内容は、切土・盛土等を行わず、整地し、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、境界部分にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号14番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号14番についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1011平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第3号申請番号14番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土手を設け、土砂の流出を防止し、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号15番、16番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号15番、16番についてご説明いたします。

11ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で1308平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第3号申請番号15番、16番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40

パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は、防草シート、砕石を敷き、太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土手を設け、土砂の流出を防止し、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号17番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号17番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1441平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和2年8月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第3号申請番号17番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長した中にある農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理された農地でした。

計画内容は切土・盛土は行わず、現状のままで太陽光パネルを設置する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲む計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 18 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 18 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 694 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による福祉支援事業用地です。

令和 2 年 8 月 21 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山委員 議案第 3 号申請番号 18 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高に砕石敷きにて整地する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、現況高で利用する計画のため特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預貯金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 確認ですが、申請番号 18 番の給水について、メダカを飼うということで、給排水がないということでしたが、給水についてはどのような回答がありましたか。

事務局 ビニールハウスの中に、約 25 リットルのプランター容器を数個置き、メダカを飼育する計画ですが、水を入れたタンクをトラックで運び、プランター容器に水を入れ、その水は替えずそのまま使用するので、給水は必要ないと申請代理人から回答がありました。

筑井委員 わかりました。

渡野邊委員 10 ページ、地上権の申請ですが、先ほどの議案第 2 号と関連があるということですが、一時転用の説明をお願いします。

簡単な質問で申しわけありません。

事務局 この案件は、太陽光発電施設の下で営農、さつまいもを作り、その上に太陽光発電施設を建設するので上空の権利を使う地上権です。

渡野邊委員 それでですね、これ一時転用ですよ。

事務局 申請地は、第 1 種農地で、通常は農地転用許可できませんが、この営農型太陽光発電施設であれば、一時転用であれば許可可能です。

渡野邊委員 面積がすごく小さいですよ。

事務局 面積が小さいのは、営農型の太陽光発電施設の下は営農するので、支柱の部分だけの農地転用許可になるわけです。

その支柱の部分が、一つの土地に支柱が何本もあれば、支柱の合計が転用面積になります。

それでこれだけ小さい面積です。

渡野邊委員 一時転用というのがちょっと引っかかりまして、一時転用ってどういう意味ですか。

事務局 ここでいう一時転用は、基本的にその許可の基準の中で、3年か10年しか一時転用が認められていません。

ここは、第1種農地のため恒久転用は認められず、営農型太陽光発電施設であれば一時転用の許可は可能です。

渡野邊委員 数年ってことですか。

事務局 今回は、3年の許可です。

最初、許可を得ているのは3年間で、3年後更新です。

3年か10年の一時転用ですが、認定農業者などになり、地域の担い手になると10年の一時転用許可が可能になります。

渡野邊委員 一時転用って、10年も一時転用。

事務局 期間が決められているものが一時転用です。

恒久転用は期間の定めはありません。

一時転用は、10年後には、農地に戻すということです。

渡野邊委員 一時っていうと短期間っていう、普通は理解ですよ。

事務局 今回の場合は、第1種農地になるので一時転用でしか許可ができません。

この許可ですが、一時転用で太陽光発電施設の下で営農するので、1年に1回、サツマイモの収量がどれ位あったとか、そういう報告を1年に1回しますので、そこでちゃんと営農が行われたかどうか確認をします。

渡野邊委員 誰が確認するのですか。

事務局 市に報告書が提出され、県に送付し審査されます。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号の申請番号1番から10番、14番から18番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

12ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成7年以前より宅地として利用し、現在に至っております。

平成7年5月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和2年8月21日に受付をしております。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和46年10月より宅地として利用し、現在に至っております。

昭和50年1月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和2年8月25日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議案第 5 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

なお、本案の「中間管理」は議案第 6 号「農用地利用配分計画について」と不可分の案件のため、一括して審議します。

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 5 号についてご説明いたします。

14 ページをご覧ください。

野田市長より令和 2 年 8 月 31 日付けで、令和 2 年度第 5 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、2 年の使用貸借権設定が畑 2 筆で 4110 平方メートル、3 年の賃借権設定が畑 5 筆で 2725 平方メートルとなっております。

次に 15 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の農地中間管理権の取得でございますが、5 年の賃借権設定が畑 4 筆で 2772 平方メートルとなっております。

なお、借受人は農地中間管理機構である千葉県園芸協会です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

次に議案第 6 号についてご説明いたします。

17 ページをご覧ください。

野田市長より令和 2 年 9 月 2 日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が先ほど説明した農地中間管理権を取得する農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

5 年の賃借権設定が畑 4 筆で 2772 平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 5 号及び議案第 6 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第 1 号から第 7 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページから4ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、6件受理しております。
次に5ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、3件受理しております。

次に6ページから8ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、10件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、受理しております。

次に9ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願は、4件提出があり、8月21日に千葉県で受理されました。

次に10ページから12ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告書は、1件報告がありました。

次に13ページをご覧ください。

報告第6号 農地使用貸借契約の解約通知は、1件提出がありました。

次に14ページをご覧ください。

報告第7号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が1件ありました。

以上です。

議長 報告第7号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますので、委員が現地調査を行っております。

番号1番は委員が現地調査を行っておりますので、調査にあたった瀬能委員より報告をお願いします。

瀬能委員 去る7月3日に私と遠藤前会長、内田前推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、原野のようになっていたため、調査委員の合議の結果、現況は農地であるとの結論となり、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後 4 時 43 分)